

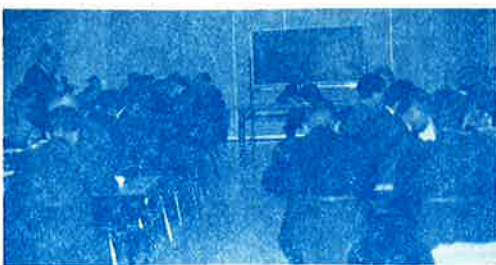




総会の開催日四月二十八日に決定。尚、増強運動は三月迄続行。

### 第三回理事会開催

二月十四日午後二時より東嶋信用金庫東池袋支店会議室に於いて、署の小田副署長、林第一統括官、中垣上席指導官の御臨席のもとに、第三回理事会を開催した。先づ最初に今井会長、小田副署長のあいさつの後、一月以降の事業活動の経過報告及会計報告がなされ、提案事項の審議に入った。最初の議題は総会の開催



(開催中の理事会)

日の件で、昨年同様四月二十八日に開催することに万場一致で決定した。尚総会に関する細部に関しては総務委員会で検

- りあげて来たが、逆に其を駄目にする条件をつくり出している。之は歴史の中で大きな問題点である。
- (2) 今世界の人口は三九億であるが毎年二%近く増えていくので、二十数年後には八〇億乃至九〇億近くになることが予想される。其の時に起る食糧危機の問題と核兵器のもつ危険性がある
- (3) 米国に於けるカーター大統領が八〇年の次期大統領選を確保する為の政策として失業者をなくする雇傭政策を採用することが考えられるが、其には軍需産業がてつとり早いので其れに重点がおかれることが予想される。
- (4) 石油問題で産油国と消費国が互いに話しあい、全体の秩序を考えていこうと先進工業国も発展途上の国も考えていたが、其が出来ずに足並みがそろわなかった。之はどこでも世界政治の不安定要因がおこりうることを示している。
- (5) 今後は東西のイデオロギーの対立という問題よりも軍事面のバランスの対立といったものが米ソの間に来ることか予想される。
- (6) ソ聯がソベエト圏内経済というものを確保する為には軍事力しかなく、之が唯一の説得力となる。従って軍事力を削減することは考えられない。
- (7) 米ソの軍事力の均衡の中の経済というものを考えねばならぬ。均衡の中で色々と資源確保も制約を受ける。日本程色々と制約を受ける条件をもった国

討することになった。次いで先日厚生委員会で検討された「人間ドック」に関する議題が審議され、委員会案の通り豊島区内の適当な病院を選択して会員の為に便宜を計ることを決定した。第三の議題は自動車共済事業に関する事項で、之も厚生委員会で先日検討された議題であるが、慎重審議の結果、委員会案の通り時期尚早ということで保留となった。

第四の増強運動に関する事項は、現在実施中の増強運動を更に三月迄延長して増強を計ろうというもので、之に関して活発な意見が色々と開陳され、最終的には当初の案の通り三月迄増強運動を続行することになった。其の他に關する事項では本年度の事業計画の中のうちたわれている青年部の結成についての審議がなされ、之も万場一致で決定をみた。尚青年部結成の細部については総務委員会で検討することになり、同委員会に付託された。

以上重要な案件を全部終了し、四時三〇分に散会した。当日の理事参加者は三十八名、委任状二十六名計、六十四名であった。

(8) 米国は自分で前にこわした体制をもうはない。一度立て直し、ソ聯に対抗しようと、西独、日本、其他先進工業国に対し呼びかけようとしている。

### 広報委員会開かる

一月二十八日十三時半より、事務局会議室に於いて広報委員会が開かれた。署より中垣上席指導官、山本指導官に来て戴き、水野委員長を中心に会報第九号の検討を行った。今回は特に技術的な会報の内容にする為、各委員より忌憚なき意見をのべて戴き、委員が希望する会報への脱皮を計った。最終的に次のような欄を設定することを決定した。

- (1) 豊島区の旧蹟、名所の紹介
- (2) 健康相談コーナーの設置
- (3) レジャーに関する紹介
- (4) 事務局職員の紹介
- (5) 看板娘の紹介
- (6) 活字の色刷り

尚、当日の出席した委員は左記の通り  
委員 水野委員長、川鍋副委員長、中野副委員長、平松委員、峯村委員。

### 反響を呼んだ 経済講演会

講師 NHK解説委員長緒方 彰  
演題 国内外の情勢について

一月二四日午後一時半より東京信用金庫本店八階ホールに於いて、NHK解説委員長緒方 彰氏を招聘して経済講演会を開催した。

氏は冒頭に現在は過渡期にあたる時で短期的に見ると、アメリカが世界大戦後二十年間主導権を握った資本主義体制、もう少し長期的にみると、イギリスや其他の先進工業国が力をもった十八世紀以来の技術革新と産業革命、そういったも



(講演中の緒方氏)

の中に出て来た一つの資本主義体制、その中でアメリカが大戦後に力をもつようになったということ、そういう体制から次の異った体制に移行しようとしている過渡期に当る。然しそれがロシア革命で代表される社会主義的な体制に移行するかというと、そうともいえないと微妙な現在の世界情勢を説明、特に人間が生きて行く為の第一条件である飢えにしないて生きていくことの条件を五〇年たつた現在に於いても、社会主義体制では解決してないと論じ、次の体制がどのような体制になるのかという問題から説きおこし、之からの経済を考える場合に斯ういった体制の動きと国際的政治情勢を無視することは出来ないとのべ、聴衆者に色々な示唆と感銘を与えた。

講演の中から印象的な面を断片的にひろうと次の通りである。  
(1) 吾々が核兵器をもつようになったという事は自分の首を自分でくるということで、二〇〇万年の人類の歴史始まって以来始めてのことである。従って今迄人類は食っていきける条件をつ

### 厚生委員会開かる

二月十二日十時より、事務局会議室に於いて厚生委員会が斉木委員長を中心に開かれた。会議には中垣上席指導官も臨席し、次の三つの案件についての検討を行った。

- ① 人間ドックに関する事項
- ② 自動車共済事業に関する事項
- ③ 住友スリーエム乾式小型複写機に関する事項

三項目について各委員により慎重に審議した結果、人間ドックに関しては豊島区の病院の中から選択することで意見が一致し、他の項目については委員会としては不採択とし、将来の研究課題とすることに決定した。

当日の参加者は次の通り。  
委員 斉木委員長、石井副委員長、岩田委員、須藤委員。

### 六団体主催の新年賀詞交歓会開かる

毎年新年に当り行われる六団体主催による新年賀詞交歓会が、本年は一月二十日午後五時より東武バンケットホールに於いて行われた。会は当番の税理士会の司会により進められ、税務当局及六団体の会員等二百名以上の人々が参集し極め

### 人間ドックの病院を选考

格安にて会員の方々の健康診断が出来「人間ドック」の病院を二十三日の厚生委員会に於いて詮衡し、近く左記病院と契約することに決定した。

平塚胃腸クリニック(豊島区西池袋)  
敬愛病院人間ドック(豊島区长崎)

尚施設が完備し、サービスが充分可能な病院で当法人会と提携の希望のある場合には、今後も厚生委員会で検討する予定。

### 一月決算申告書提出をお忘れなく

提出期限が三月末でありますので、期限内に提出されるようお願い致します。







税務署だより

所得税の確定申告は

もう済ませられましたか？

所得税の確定申告はお早めに
確定申告書の提出と納税は、二月十六日～三月十五日となっておりますが、毎...

税務署はあなたの相談相手です
所得税は、納税者ご自身が一年間の所得を正しく計算し、申告と納税を行うのが原則ですが「申告書の書き方」や「必...

Table with columns: 月日, 時間, 会場, 所在地. Lists meeting times and locations for various branches like 豊島支部, 豊島指導所, etc.

土曜日の午後と日曜日は休みです。
なお、厚生会館は月曜日にも休みです。

都税事務所だより

納税証明・所得証明が必要な方へ
確定申告書を提出して直ちに納税証明や所得証明の必要になった場合、税務署で申告書の整理がすむ三月末頃までの間は、「確定申告書の控」と「納税領収証書」をご持参ください。

贈与税の申告と納税もお忘れなく
五十一年中に贈与により財産を取得した方で、その価額が六〇万円を超える場合は、二月一日から三月十五日までに申告と納税をしてください。

にせ税理士や、にせ税務職員にご注意ください。
にせ税理士や、にせ税務職員にご注意ください。

例解問答式

資産税の実務

(相続・贈与・評価・譲渡)
《定価 二七〇〇〇円》
東京国税局資産税課長 監修
東京国税局資産税課 編
ご希望の方は事務局へお申込をどうぞ。

要経費」などでおわかりにならない点があり
ましたら、署内に相談のための窓口を設けて、皆さまの申告と納税のお手伝いをしておりますので、なんでもお気軽にご相談ください。

税理士会でも区内三カ所で無料相談所を開設
小規模な事業所得者で、申告のしかたのわからない方々のために、税理士会でも次の会場で無料相談所を開設して、確定申告のお手伝いをしています。

固定資産課税台帳の縦覧が、三月一日(火)から始まり
ます。期間中は無料で台帳をごらんになれます。

Table with columns: 縦覧期間, 会場, 所在地. Lists viewing periods and locations for fixed asset tax ledgers.

税のことわざ集(1)

まだ早いが遅くなる



暑中見舞を出そう
出そうと思ってるうち、秋風の立つころになってしまい、年賀状ですませてしまったなどというのでは
ないでしょうか。

た例えば、源泉所得税は、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月十日までに納付しなければならぬことになって
います。この期限までに納付がない場合には、源泉徴収義務者が延滞税や、不能付加算税など余分な税金を負担しなければならぬことなどよい例ではないでしょうか。

また所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日の間なのですが、毎年三月十二日以降に申告される方が税務署に集中するのは「まだ早い」の見本とも思われ
ます。それとも、まだまだ税務署の敷居が高いのでしょうか。早く行けば根掘り葉掘り

税務署の執務は、平日十七時までです
税務署は、土曜日の午後と日曜日は執務しておりません。執務は平日は九時十五分から十七時までですが、十二時十五分から十三時までは昼食時間で休憩となります。
なお、時間外の場合は正面入口右の、「文書収受箱」に投函ください。

確定申告書は送付された用紙に自書
しましょう
申告書や、納付書を税務署から送られた方は、その用紙に住所や氏名、納税者番号、予定納税額などが記入されております。他の用紙を用いまずと事務上手数もかかり、事故の原因となりますので、「あなたの申告書」、「あなたの納付書」をご使用になり、ご自分でお書きください。

次のような方は特別な申告書が必要
です。
▽みなし法人課税を選択している方
▽分離課税となる土地等の事業所得や雑所得のある方
▽土地や建物を譲渡された方
▽山林所得や退職所得を申告される方
▽資産所得の合算課税となる方
▽各種所得の合計が赤字になる方
◆住民税、事業税に関する事項欄の記入もお忘れなく
所得税の確定申告書を提出した人は

住民税と事業税の申告をしたものとみな
されますので、確定申告書の「住民税、事業税に関する事項」欄も必ず記入してください。
◆確定申告書に添付する書類をお忘れなく
「源泉徴収票」、「控除関係の「支払証明書」や、所得金額の合計額から二十万円を超える人の「財産および債務明細書」等の書類を確定申告書に添付して提出してください。

確定申告をすれば税金が還付される場合
次のような場合に税金が安くなったりサラリーマン等の源泉徴収された税金が確定申告をすると還付されます。
◆住宅を新築したり、新築住宅を購入したとき(住宅取得控除)
◆災害や盗難にあったとき(所得税の軽減免除・雑損控除)
◆多額の医療費を支払ったとき(医療費控除)

所得税の申告は、お得な青色申告を
事業所得、不動産所得、山林所得がある人は、青色申告をすることができま
す。税金の面でいろいろ有利な特典が受けられ、安くなるだけでなく、経営の合理化にも役立ちますので、三月十五日までに申請すれば、五十二年分の申告から利用
できます。

り聞かれて、三十分の予定が二時間になり、拳句の果て、思わぬ方向へつりあげられると信じている人がまだにいるようです。
いま、税務署では申告書作成のお手伝いをするだけで、そのような相談は絶対にしていません。
だまされたと思って今年も早めにご相談して見てください。

◆新設法人
説明会のお知らせ

新らしく法人を新設された方々の為に毎月八日に署の地下会議室に於いて説明会を開催致して居ります。
新設の方は是非この説明会に出席して戴き、新設の際の大事な点を習得して戴き度いと存じます。尚八日が土曜日又は日曜日の場合は月曜日に開催致します。三月のみ場所変更。詳しくは事務局へ。

◆投稿募集

会報に掲載する原稿を募集致します。
▽要望事項
▽感想文
▽質問
▽歌、俳句、其他

社長実務学

同族会社の伸ばし方

田中要人 (会社業務総合研究所所長)

企業組織の欠陥を是正

同族会社とは、経営者個人またはその一族が会社を完全にまたは大部分を所有し、企業運営の実権を握って経営している法人である。こうした同族会社には、企業の発展を阻害する、あるいは衰退から倒産へと転落させるような欠陥の介在していることが多い。そこで、同族会社にはどんな欠陥があるか、そうした欠陥を是正して企業を発展させるには、どんな方法があるか、について述べることにする。

① 同族会社には、経営や業務の方針が確定していないこと。

同族会社の経営者には、経営業務について研究したり、専門家の意見を聞く人は少ない。自分の経験や思いつきで、部分的あるいは断片的に仕事を進める。だから、経営に一貫した方針は立てられない。経済の動向や見通し、ことに経済情

勢の変動については、情報を集めて分析検討し、専門家の意見を聞いて方針を定め、会社がこの方針に従って仕事を進めるようにすべきである。

② 経営上、業務上の企画に察知を集めて練りあげないこと。

これは①の方針決定につながることであるが、実施のための企画には、多くの人々の知恵を集め、深く研究したうえで決定する。もちろん外部の意見や情報も採り入れることが大切である。

業績のよいある照明器具販売会社の社長は、一つの計画を実行に移す場合、その計画について十人以上の専門家や経験者の意見を聞くことにしている。もちろん社内内の幹部の意見もとりいれる。かくて何回も調査し、意見を聞き、研究をして企画をつくる。その企画も何回か修正し、総合的に判断して納得のいくようになったところで決定し実施する。しかも、いったん決定した計画は断行するのである。この会社は年商二百億円をあげ

る。ある紳士服の生地問屋が大学出の若い人を四人採用した。ところが、四十歳五十歳の課長が、一日中重い生地をかついで歩き回っているのを見て、「課長になってもこんな労働をさせられるのでは将来が思いやられる」ということで、四人とも退職してしまったという。この例など経営者としては考えるべきことである。

③ 近代感覚にそった合理的な業務機構がとれないこと。

同族会社の機構は自然発生的で、計画的でない場合が多い。営業にしても規模が大きくなればなるほど販売の計画や調査が必要になるが、担当する人がいない。さらに販売業務を管理する適任者がいない。これでは販売は伸びない。製造部門も規模が大きくなれば生産技術の研究と工夫が大切だが、それも適任者がいない。しかし、そのような人を採用できないし、もし採用するにしても、探し方も知らないのではないだろうか。そのまゝに、近代感覚にそった合理的な業務機構を整備すべきである。そうでなければ業務は効率的に運営されないであろう。

④ 会社全体の業務管理方法がとられていないこと。

企業体には営業、製造、研究、人事、経理など各部門の業務を全体的に把握して、計画的に操作する組織的な管理方法が必要である。しかし、同族会社にはこ

て発展しているが、それは社長の慎重な調査研究のためであるといっている。だから社内幹部も、「社長のやることには全く失敗がない」というほど、企画に力を入れている。例えば、十五、六年前に坪当り約四十五万円の建築費で立派な店舗を造った。当時としては冒険であったが、多くの専門家の意見をとり入れてのことで、この大店舗主義は成功したのである。

⑤ 業務運営に明確なシステムやルールを定めないこと。

会社の業務を運営するには、システムやルールを決めておかねばならない。その場その時の思いつきで事を運ぶと、万事まずい結果となる。従業員が多くなればなおさらのことである。例えば、営業部門はどういう事務手続で受注を処理し原価を見積って製造部門に連絡するか。また販売した商品は、誰がどんな納品書でどのようにチェックして送品し、売上記帳係にまわし、さらに売掛金を回収するかというように、システムとルールを決めておかなければならない。会社の規模が大きくなるにつれて重要なこととなる。

合理的な機構と管理を

④ 協議や研究を十分しないで事を進めること。

同族会社では、従業員と協議をしたり

研究をしてその意見を聞くことが少ない。前述したように、とかく経営者の独断で事を進めがちである。この従業員と協議をするということは、必ずしもその意見を採用することではない。協議によってより多くの情報を集めよりすぐれた意見を聞き出し、それによって方針なり計画を修正することである。協議や研究の多いことが同族会社に多い欠陥である。

⑥ 人事上の方針や制度、取扱が公正適確でないこと。

社内の給与、任用、賞罰の基準と取扱を公正適確に定め、人事はそれによって処理することが大切である。経営者の主観や感情で人事問題を処理してはならない。ことに同族の者と一般の者に格差をつけたり、能力のない者を登用することが多いが、同族の者でなくても、能力のある者に好遇し、登用すべきである。つまり能力と業績を正確公正に評価して待遇することである。こうして人材を集めそして会社に定着させることである。

人材を集めて定着させる

⑦ 人材を集める工夫と努力が少いこと。

同族会社には人材が集まらない。集っても長く居つけない。それは、会社の機構・制度がはつきりしていないうえ、経営に明るさがないからである。良い人を心こまかに扱って、大きく使うことであ

税金対話

「ご家庭に一冊！ 生活と税金のかかわりが、楽しく覚えられます。」

財団法人 全国法人会総連合 / 編  
東京国税局 多賀谷恒八 / 監修  
法人税課長

新書判・二二四ページ  
定価 六五〇円(〒二二〇円)  
絶賛発売中

家族の四季

「おもな内容」

親が負担する入学金には税がかからないか？／もらったひとが納められないときは贈ったひとが税金を／わが社の株のねうち／高額所得者になった／慰謝料請求権の相続は当然だが／農地をもらっても税金がかからない／若者のUターン／香典にも税金が？／飲食店でも税金が／お中元の買物でハワイ旅行／協議離婚で財産をもらったひとの債務を免除したら／年の中途で不幸があった場合の所得税の申告は／未分割遺産の課税は／電気にもガスにも税金が／サラリーマンのアルバイト収入は ETC:99項目

ご希望の方は豊島法人会事務局へお申込下さい。



# 豊島区の風土記 (1)

「豊島良いとこ一度はおいで」といっても、豊島の由来も風土の内容もわからぬでは、話になるまいということで、史実を少しずつ、ひもどいて見ることにしました。

## ◇ 豊島の地名の由来は？

今は人口二十九万余という大東京の副都心ともいわれる豊島区も、其の始まりをたずねれば、四十五年前の昭和七年のこと。当時の果嶋・西果嶋・池袋・高田・長崎の町村を合併して豊島が出来たという。勿論東京に区制が布かれた、最初の出発の時であることは云うまでもない。しかし豊島の称号のえん源を尋ねると之又相当の昔にさかのぼる。勿論色々な説があるが、史実には斯うかかれてある。

天湯津彦命十世の孫に豊島の命があり、神武天皇の皇子彦八井耳の命の孫に豊島連があり、豊島の名は古くより見えるが、地名となったのは、孝徳天皇の御代に、東国に八人の国司を置かれた時からみえている。万葉集には「止志末」とあり、風土記には「砥島」とあり、又続日本記の称徳天皇神護景雲二年三月の条に、豊島駅に馬十匹を置かれたとあり、延喜式や兵部式に「豊島駅」があり、醍

醐天皇時代の倭名抄に、豊島を分けて日頭(比乃度)、占方(宇良加太)、荒墓(安良波加)、湯島(由之万)、広岡、余戸、駅家の七郷とある。村岡良弼の大日本地理志料には

日頭 小日向、小石川、牛込市ヶ谷、金杉、関口、音羽、高田、雑司ヶ谷、池袋の諸村を含む。  
 占方 船戸、尾久、町屋、三河島、箕輪、金杉、山谷、山宿、橋場、今戸、浅草に亘る。  
 荒墓 新堀、谷中、上野、下谷、根岸坂本、田端、中野の諸村にわたる。  
 湯島 今の文京区湯島にあたり、駿河台、神田、根岸、駒込、染井、菓嶋の諸村にわたる。  
 広岡 上練馬、上練馬、石神井、関、中村、田中、谷原の諸村にわたる。  
 余戸 柏木、大久保、戸塚、角筈、幡ヶ谷、代々木の諸村にわたる。  
 駅家 麴町、神田、日本橋とある。以上のように当時の豊島駅は今の台東区山谷、山宿、橋場から荒川区の三河島、台東区箕輪、一方には千代田区の平河町、練馬区の石神井にわたる広い範囲の総称で、其の中央部である

## 池袋の女

色々と書かれたものをみると、池袋の女は中々の働きのものというところらしい。「朝から夜まで夫を扶けて良く働き、夫亡き後は意地と根性のフル回転で、商売に励み頑張りつつける。之が池袋の女であり、池袋女性の伝統的本領といえるようだ」と或る人は云っている。「女房の家事で決る池袋」という句も残っている。悪い言葉で云えば女性上位ということか。

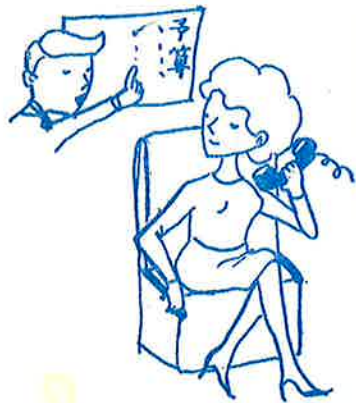
そうかどうかは別として、池袋東口には女主人の経営している会社や店舗が多いという。女性は長命だからそうなるのだから、夫の存命中より遙かに繁盛させ、多額の蓄財をしているということである。しかしこういって池袋の女も昔は

豊島駅は、北区の豊島町(新編武蔵風土記稿日本地理志料)北区の中里町(武蔵通志)、千代田区の豊島町と千代田、中央の二区にまたがった地との諸説もあるが、ここだと断定する確証はない。「豊島」という地名は孝徳天皇時代からあったようで、今の豊島区は、倭名抄にある日頭と湯島の一部が、後年北豊島郡に属し、菓嶋・西果嶋・池袋・高田・長崎と各町に別れていたものを合併したので古代の豊島郷の中心にあたるゆえ、昭和七年東京市郡併合の際、豊島区と命名したのである。

随分と怖い女ということ悪い評判をとっているようだ。有名作家の時代小説の中にも、池袋の怖い女が描かれて居り、江戸時代に詠まれた狂歌、川柳の中にも「なぐさみになる化物は池袋」という句が見えている。

之は池袋の女と遊んだ連中が、情のこわい処から作爲的に池袋の女は怖いなどと噂を流したものが伝っていったものではなからうか。之は池袋の女にとっては誠にえらい中傷でもある。書かれたものの中には奉行や女中など、働きに行く場合池袋の住民であることをかくし、履歴を曲げて就職したともいう。実際には怖いのかどうかは知る由もないが、池袋の女は働きのものという点からすると情が深く、意地っ張り、根性があるということにも通じ、だらしのない男にとっては怖いという印象を受けたのではなからうか。

ともかくにも働きの女性、世の中男性諸君いかがでしょうか。池袋の女性を嫁さんに選んでは。



# 国民レジャー連合機構の御案内

## 本部事務局

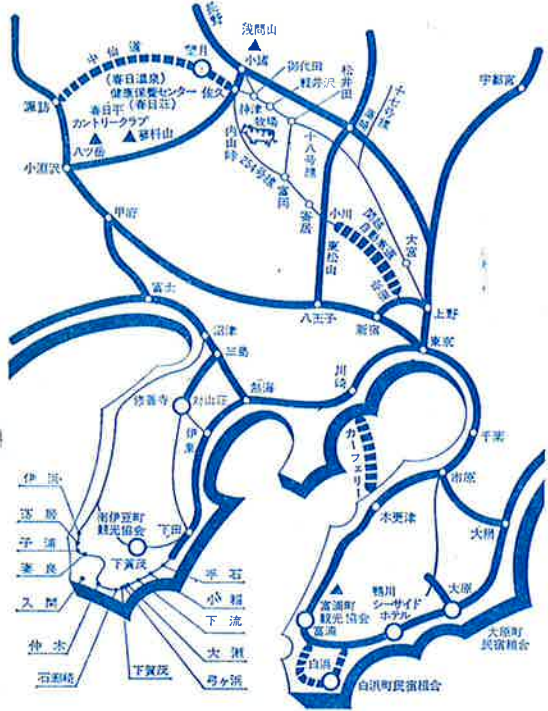
東京都豊島区南大塚二一四一―二二  
 電話 九四四一―三三二九・二八九二

### 一、国民レジャー連合機構(K.L.L.K)は、国民の大部分を占める都市生活者が自然と好環境に憩いを求めて余暇を低額な料金で、有効合理的に過ごすことにお応えする連合機構であります。

厚生省の外郭団体である、財団法人、保健衛生協会が長を提唱し、この企画に賛同して皆様をお迎えするゴルフ場、ホテル、旅館、年間営業の設備の行き届いた民宿等は次の通りであります。

## K.L.L.Kの施設内訳

- 一、財団法人 保健衛生協会直営施設
  - 健康保養センター(春日温泉・春日荘)
  - 信州薬科山麓望月高原・春日温泉
- 二、ゴルフ場
  - 春日平カントリークラブ 信州望月
  - 高原・春日平



国民レジャー連合機構(K.L.L.K)ごあんない図

### 三、民宿

- イ、南伊豆町観光協会 伊豆半島・南伊豆二円
- ロ、富浦町観光協会 千葉・内房 富浦
- ハ、白浜町民宿組合

### 四、ホテル

- 鴨川シーサイドホテル 千葉・外房 鴨川
- 大原 白浜

### 五、旅館

- 対山荘 中伊豆・修善寺温泉
- 以上がK.L.L.Kの連合機構施設であります。以下これらの施設の規模、周辺の風光、交通等について出来るだけ詳細に記述して、皆様に旅の「いざない」を致します。

## ◎税についての御相談は申告指導官へ

会員の皆様、税金のことでお困りの方はいらっしやいませんか。現在税務署には税金でお困りの方々の為に、いつでもご相談に応じて下さる申告指導官の方々が配置されて居ります。そして皆様のご相談をお待ちして居ります。どうか多くの方が気軽にご相談されることをおすすめ致します。

尚申告指導官制度についても少し詳しく申し上げますと、申告指導官は法人税、源泉所得税関係の質疑の回答や法人税申告の指導にあたり、又法人会等の行う説明会、講習会、研修会等の講師となり、法人会事業活動への積極的な支援と協力等を行うのが主な役目と聞いて居ります。

現在豊島税務署には四名の申告指導官が配置されて居りますが、其の方々をご紹介致します。

- 中垣 忠司(上席)
- 山本 好(源泉)
- 溝越 信行
- 大宮 誠道

▽お問合せ電話番号 九八四一―二二七一  
 内線 三三二―三三三三

海外旅行記

印度・パキスタンの海外事情は！

～松本理事(大東綿業株式会社社長)語る～

昨年秋印度・パキスタンへ日本の綿花輸入交渉派遣団の一員として出張された松本理事(大東綿業株式会社社長)を訪ね、印度・パキスタン事情について一問一答を試みた。

事務局長 行かれたのは確か九月頃でしたね、丁度高田地区の税務懇談会の頃で、理事が不在で非常に困ったことを良く覚えていますよ。

松本理事 そうですね、九月二十一日から約二週間の予定で行ったのですが、早く帰る予定が色々な都合で長くなりましてね。あの時のメンバーはどういう人達ですか。

事務局長 綿花に関係のある日本の三つの団体の代表でした。各団体から代表が二名づつ選ばれて行ったわけですが、私は全日綿の副理事長をやっていますので、理事長と一緒に行ったわけです。三団体というのは全日綿と綿花協会、衛生工連

の三つを指します。

事務局長 目的は買付けですか。松本理事 そうですね。私達が使っているもめん綿の原料はインド・パキスタンから毎年輸入していたわけで、昨年はインドから約一六万俵、パキスタンから約五万俵輸入したわけですが、今年にはインドの国内事情で、綿花の輸出禁止という点で、非常に困って居りますので、其の打開交渉の為に輸出禁止を行っていただけです。

事務局長 六年前はインドの綿花を買ってくれと、宣伝費迄出すというインドが、輸出禁止というのですからね。全く一八〇度の転換ですよ。そこでつい六〜七万俵しか輸送能力のないパキスタンに、買が殺到しましてね、其の為に値段が急騰し、又輸出用綿花も底をつくという状態になり、全く今年は原料入手に困ってしまいましたよ。

事務局長 交渉した結果、駄目だったわけですね。

松本理事 そうです。インドも国内の紡績用原料が不足の為に、逆に一〇〇万俵も外国から綿花、合繊等を輸入しているという状況で、今もって難航しています。

事務局長 其は大変ですね、ところで印度・パキスタンは始めてですか、向うに行かれて、何か感じられた点はありませんか。松本理事 私は今回は二度目ですが、向うに行って感じましたことは、インドとパキスタンの国情が全く違うということです。

事務局長 インドという国は、社会主義国家で非常に役人も民衆に気を使っているというところを感じます。役所の高官もネクタイなしの開襟シャツでスリッパをつっかけたて応待します。この人が局長かと思うような格好ですね。其に引きかえてパキスタンに行きますと、ホテルのボーイさんから全ての人がネクタイをきちんとした服装で、全く対称的でした。又パキスタンの車は全部輸入車ですが、印度にいくと国産車一本で外車はつかって居りません。之も国策です

ね。

でも印度は、やはり大國だなという感じを受けましたね。輸出業社の社長に会ったのですが、開襟シャツのボタンが全部一カラット以上もあるダイヤモンドで、びっくりしました。貧富の差というものを感しましたね。

事務局長 向うは気候はどうですか。松本理事 丁度良い気候でした。インドは七月頃から二〜三ヶ月のモンスーンという雨期を除くと全然雨が降らないと聞いていますね。

事務局長 大部約束の時間が超過して済みませんでした。之で失礼します。本当に御多忙の処をありがとうございます。

◆「法人の税務」の講読のおすすめ

全国法人会総連合刊の「法人の税務」は内容豊富な会報であり、ご希望の方に毎月無料でお送り致します。未だ一部の方だけしかお申し込みを戴いて居りませんので、多数の方々のお申し込みをお待ち致します。申し込みは端書で事務局へお願い致します。

事務局職員紹介

現在正職員四名、アルバイト二名、計六名で法人会の事務を担当しています。呼吸をあわして頑張っていますので、よろしくお願ひします。



高田 隆

事務局長。鹿兒島出身、辰年生(大正) 庶民的、剛毅。趣味・スポーツ、読書。柔道マン。



須田 信子

経理、庶務担当。大牟田出身、亥年生(大正) 責任感旺盛、根性の人。趣味・書道、料理。一五年勤務のベテラン。



福井 康光

業務統括。東京・深川出身、酉年生(大正) 誠実な実践派。趣味・旅行、盆栽。剣道マン。



大高 義明

業務担当。東京・銀座出身、子年生(昭和) 一本気、事務堪能型。趣味・ギャンブル。



清水 君枝

(アルバイト) 清水出身、巳年生(昭和) 気安い人、世話女房型。趣味・手芸。



石本 志乃子

(アルバイト) 長崎・五島出身、辰年生(昭和) 素直な明るい人。趣味・旅行。未婚のロマンチスト。



# 豊さん 島さんの

## 税務相談コーナー

### 申告書、申請書、届出書等の提出期限は？

**駒込さん** 私の会社では、販売部門を独立させ、新会社を設立しました。設立届出書はすぐに提出しましたが、その際青色申告承認申請書の提出がもれていました。後で気が付き提出したのですが、期限が過ぎているため、設立一期目は青色申告は認められないといわれました。

青色申告の承認の申請書は、いつまでに提出すれば認められるのでしょうか。

**豊さん** 青色申告の承認を受けるためには、所定の事項を記載した「青色申告の承認申請書」を青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。

なお、新たに法人を設立された場合の提出期限は、次に掲げる日の前日とされています。

- ① 設立の日の属する事業年度…  
設立の日以後3か月を経過した日と当該事業年度終了の日とのいずれか早い日
- ② 設立の日からその事業年度終了の日までの期間が3か月に満たない場合におけるその翌事業年度…  
設立の日以後3か月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日

**駒込さん** そうしますと、私の会社は、51年11月25日に設立し、毎年12月31日が決算期になっておりますが、この場合の提出期限はどうなりますか。

**豊さん** そうですね、もし設立第一期目に青色申告の承認を受けるためには、設立後3か月を経

過した日、52年2月25日と設立一期目の事業年度終了の日、51年12月31日のいずれか早い日、つまり51年12月31日の前日ということで、51年12月30日までに青色申告の承認申請書を提出しなければなりません。

また、設立第二期目から青色申告の承認を受けるためには、設立後3か月を経過した日、52年2月25日と設立第二期目の事業年度終了の日、52年12月31日のいずれか早い日、つまり52年2月25日の前日ということで、52年2月24日までに提出していただくことになります。

**駒込さん** よくわかりました。新たに法人を設立した場合は、設立後3か月以内に第一期の決算日があれば、決算日の前日まで、3か月以内に決算日がなければ、設立後3か月以内に提出すればよいということですね。

**豊さん** そのとおりです。

**駒込さん** ところで、税務署に提出しなければならない申請書や届出書等がいろいろあると聞いていますが、どのようなものがありますか。

**豊さん** 法人は、確定申告書とか、中間申告書を提出するほか、法人を設立した場合には、法人設立届出書を、青色申告法人になるためには、青色申告の承認申請書を、というように、各種申請書等を所轄税務署長に対して提出することになっています。これらの申告書・申請書等のうち一般的に関係のありそうなものについて、項目別に提出期限・添付書類等を整理してみますと次のようなものがあります。

## ★新規会員のご紹介★

※ 新たに入会されました会員の方々をご紹介致します。

法人名	代表者名	住所	電話	業種
㈱ サンテラック	小野寺 栄	駒込 1-35-6	944-5531(代)	合成樹脂製品の販売
㈱ パシフィックサービス	清水 隆一	東池袋3-22-7	988-7922	ゴルフ用品其他販売
㈾ 三昌商事	落合 勇	要町 3-19	958-4525	海産物卸商
㈾ 三友社	大芝 篤	池袋 3-1,648	617-6700	オフセット印刷
㈱ 関東観光社	植竹 富栄	西巣鴨4-16-3	918-6431	旅行業
㈱ 心研図書	高橋 久	南大塚2-13-8	946-9900	検査用紙製造
ポ ー ラ 池 袋 販 売 ㈱	河野 敏郎	新宿区西新宿1-3-3	348-3731	化粧品販売業
新 東 京 冷 熱 ㈱	川上 範雄	駒込 3-29-8	823-0170	管工事業 (冷暖房設備施工保守)
㈾ 近貴工業	三浦 文弥	東池袋1-35-6	984-0533	鉄道用品販売 (板金加工)
㈱ 創商機器	貝島 博史	高松 1-5-2	972-6131	冷暖房空調設備
㈱ 野崎製作所	野崎 勝平	高田 3-13-12	987-4711	電装品製造
和 田 機 械 ㈱	和田 敏博	池袋 2-970	709-2211	工作機械の製造販売
丸 立 染 織 ㈱	立石 三郎	長崎 2-23-9	957-7169	手描友禅染芸
新 栄 設 計 ㈱	鎌塚 啓介	南池袋2-9-16	985-5088	土木設計
㈱ 大 扇	竹内 暉男	東池袋2-2-3 第2関根ビル2F	983-9587	不動産管理、売買、仲介業
省 東 自 動 車 ㈱	佐藤 邦男	巣鴨 4-44-5	960-7621~3	一般乗用旅客自動車運送事業
タ ケ 精 機 ㈱	竹村 修一	高田 1-36-31	983-4380	精密測定機器製造及販売
㈱ 貫 行	原田 繁	東池袋4-14-4 貫行ビル	984-1050	不動産の所有及び賃貸
原 田 塗 装 工 業 ㈱	原田 勇治郎	〃 〃	984-6861~5	左官業
㈱ 山の手計算センター	三浦 章	北大塚3-29-6 山恵マンション307号	917-7793	電子計算機による資料カードの作成
翠 商 事 ㈱	内田 実	南池袋1-20-2	982-1191	飲食店の経営
㈱ 東 京 ゆ う づ き	小笠原 敏文	西巣鴨4-6-7	917-7707	自動販売設置業

## 昭和52年1月～2月主な事業活動実績表

1.10	新設法人説明会	2.7	米穀業種組合税務懇談会
1.12	11月決算説明会	2.8	新設法人説明会
1.13	署と幹部懇談会	2.9	初級簿記講座(4)
1.18	秋田南法人会との懇談会	2.9	12月決算説明会
1.19	初級簿記講座開講式(1)	2.10	12月決算説明会
1.20	6団体新年賀詞交歓会	2.12	厚生委員会
1.21	源泉所得税実務講座開講式	2.14	第3回理事会
1.24	経済講演会(緒方 彰)	2.16	初級簿記講座(5)
1.26	初級簿記講座(2)	2.18	源泉所得税実務講座(3)
1.28	広報委員会	2.22	源泉所得税実務講座(4)
2.2	初級簿記講座(3)	2.23	初級簿記講座(6)
2.7	源泉所得税実務講座(2)	2.26	総務委員会



項 目	提 出 期 限 ・ 添 付 書 類	法 令
たな卸資産の評価方法の変更承認申請書	新たな評価方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに税務署長に提出する。	令30
減価償却資産の償却方法の届出書	① 新設法人は設立の日 ② 設立後既にそのよるべき償却の方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した法人はその資産を取得した日 ③ 新たに事業所を設けた法人で、その事業所の減価償却資産につき、その減価償却資産と同一の区分に属する資産について既に選定している償却方法と異なる償却方法を選定しようとするもの、又は既に事業所ごとに異なる償却方法を選定しているものは新たに事業所を設けた日 以上①～③までのそれぞれの日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに税務署長に提出する。	令51
減価償却資産の償却方法の変更承認申請書	新たに償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに税務署長に提出する。	令52
二分の一簡便償却方法の採用届出書	その適用事業年度に係る確定申告書、又は中間申告書の提出期限までに税務署長に提出する。 (確定申告書に添付する償却額の計算に関する明細書にその旨記載することをもってこれに代えることができる。)	令59 (基通7-4-5)
退職給与規程の届出	新たに退職給与引当金を設けた事業年度に係る確定申告書、又は中間申告書の提出期限までに税務署長に提出する。	令109
退職給与規程の変更届出書	退職給与規程について異動を生じたときは、速かに税務署長に提出する。	令109
事業年度変更の届出書	遅滞なく、その変更前の営業年度および変更後の営業年度を税務署長に届け出る。	法15
納税地異動の届出書	遅滞なく、異動前の納税地および異動後の納税地を記載した書面をもって、異動前後の所轄税務署長にそれぞれ届け出る。	法20
更正の請求書	確定申告書または中間申告書の提出期限から一年以内に税務署長に提出する。	通法23
延納届出書	確定申告書の提出期限までに税務署長に提出する。	法78

項 目	提 出 期 限 ・ 添 付 書 類	法 令
確定申告書	各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署長に提出する。ただし、災害等により決算が確定しないときは、申請により申告期限が延長される。(この申請書は事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出する) また、会計監査人の監査を要するなどの理由で申告期限までに決算が確定しない場合にも、申請により原則として1か月間申告期限が延長される。(この申請書は、事業年度終了の日までに提出する) (添付書類) 貸借対照表、損益計算書、損益金の処分表、勘定科目内訳明細書、資本積立金額の増減明細書	法74から75の2 規34から36の3
中間申告書	① 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に税務署長に提出する。 ただし、新設法人は中間申告書の提出を要しない。 ② 前年実績に基づく中間申告の納税額が10万円以下である場合には、中間申告書の提出を要しない。 (添付書類) その期間の貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、資本積立金の増減明細書	法71, 72 規33
法人設立届出書	設立の日以後2か月以内に税務署長に提出する。 (添付書類) 設立時の貸借対照表のほか、①定款、寄付行為、規則または規約の写し、②設立登記の登記簿謄本、③株主等の名簿の写し、④現物出資をうけたときは出資者の氏名・出資金額および出資の目的物の明細書、⑤設立趣意書	法148 規63
給与支払事務所等の開設・移転・廃止・届出書	給与等の支払事務を取扱う事務所等を開設・移転・又は廃止した日から1か月以内に所轄税務署長(移転の場合には移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長)に提出する。	所230 規99
青色申告書提出の承認申請書	青色申告書を出しようとする事業年度開始の日の前日(新設法人の場合は設立の日以後3か月を経過した日と最初の事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日)までに税務署長に提出する。	法122
青色申告のとりやめ届出書	青色申告書の提出をとりやめようとする事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署長に提出する。	法128
たな卸資産の評価方法の届出書	新設法人は設立の日、新たに他の種類の事業を開始し、又は事業の種類を変更した法人は、その開始の日または変更した日の属する事業年度に係る確定申告書または中間申告書の提出期限までに税務署長に提出する。	令29

# 低価格の複写機

## ◇ 完全ドライ方式

薬品・薬液を一切使わない完全ドライ複写機としては画期的な価格。

## ◇ 本も写真も

百科辞典のような厚い本地図などの大きな画面からのコピーもカンタン。

## ◇ 目にも鮮やかなコピー

純白の紙に、くっきりと純黒調のコピー。最高品質のコピーをつくりますエッジ効果の心配もまったくありません。

# サービス価格 ¥75,000

(定価 ¥98,000)

○ お求めは この機会に



● オフィス 伝票、契約書、申告書、信用書などの書類や手紙のコピーに広く利用されています。

○ 問い合わせ及び販売元

## 三和大栄電気興業(株)

渋谷区代々木1-13-5 (379) 0415

○ 製造元

## 住友スリーエム(株)

港区赤坂7-1-21 (403) 1111 内217

項目	提出期限・添付書類	法令
異議申立書	更正又は決定等の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、その処分をした国税局長または税務署長に異議の申立てをすることができ る。	通法77
欠損繰戻しの還付請求書	① 原則として、欠損事業年度の確定申告書と同時に税務署長に提出する。 ② 解散等の場合には、解散等の事実が生じた日以後1年以内に税務署長に提出する。	法81

駒込さん いろんな申請書、届出書等があるのですね。ところで、これらの申請書、届出書等を期限内に提出しなかった場合はどうなるのでしょうか。

豊さん そうですね、確定申告書等については、期限後になりますと、加算税等余分な税金を負担することになりますし、たな卸資産の評価方法とか減価償却の方法について届出がない場合には、税法で定められた方法によることになります。また、その他の届出書等については自ら権利を放棄することになりますので、必ず期限内に提出していただきたいと思います。

駒込さん これらの申請書とか届出書の用紙は、それぞれ定められたものがあるのでしょうか。

豊さん それぞれ定められた届出書等の用紙が税務署に用意してありますので、法人税第1部門で請求していただければ、差し上げることになっております。

また、記載方法等についておわかりにならない場合には、専門の担当者をご説明申し上げることになっておりますので、お気軽にご質問していただきたいと思います。

駒込さん よくわかりました。いろいろお忙しいところありがとうございました。

### ■ アンケートについてのお願い

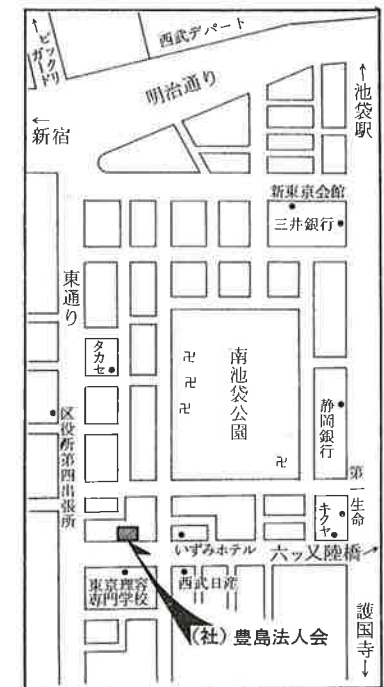
税務署では、皆様方が説明会等で「何を求め、何を希望されているか」について、アンケートを実施しています。

アンケートの用紙を年末調整の書類と一緒に十一月中旬に御送付いたしましたところ、現在約50%の方が提出されています。

会社の事情で、説明会等にはどうしても出席できない方もあるかとは存じますが、今後の説明会等の参考にしたいと思っておりますので、まだ提出されていない方は是非ご協力をお願い致します。

このアンケートは皆様方が希望される説明会等に応じ、それぞれご案内できるように、三月中にコンピューターに入力することになっておりますので、早めにご提出いただきますようお願い致します。

なお、用紙を紛失された方は、法人会事務局か税務署の申告指導担当まで、ご連絡いただければお送りいたします。





## ▷ 昭和52年3月以降行事予定 ◁

(日 時)	(行 事)	(場 所)
3. 2 13.30~15.30	初級簿記講座講習会	東京信用金庫本店 (予定)
3. 7 "	源泉所得税講座実務コース講習会	"
3. 8 13.30~16.30	新設法人説明会	巣鴨信用金庫東池袋支店
3. 9 "	決算法人説明会	"
3. 9 13.30~15.30	初級簿記講座講習会	東京信用金庫本店 (予定)
3.11 "	源泉所得税講座実務コース講習会	"
3.11 14.00~16.00	幹 部 会 (予定)	
3.16 13.30~15.30	初級簿記講座講習会	東京信用金庫本店 (予定)
3.17 "	源泉所得税講座実務コース講習会	"
3.23 "	初級簿記講座講習会	"
3.29 "	源泉所得税講座実務コース講習会	"
4. 6 "	"	"
4. 8 "	"	"
4.11 14.00~16.00	理 事 会 (予定)	"
4.28	総 会	

### あゝとゝがゝき

春の訪れといっても、三十年來のきびしい寒波の余波は、しばらくはつづくのではないでしょうか。御自愛を祈ります。ところで会報第九号をお手もとへお届け致します。今回は少々内容を変えてみました。御気づきのことと思います。御感想等を戴ければ、ありがたいと存じます。二月の理事会で、総会の日も例年の通り四月二十八日に決定致しました。増強運動も総会をめざして酣であります。御知り合いの法人の方々に入会のおすすめてをして戴きますれば幸甚の至りに存じます。

尚目下確定申告の提出期間中です。該当される方々、青色申告しない方々はお早く御届けをおすすめ致します。最後に編集に当り色々とお協力をお願いした。署の幹部の方々に厚く御礼申し上げます。又会員の皆様方よりの御意見、感想、他の御投稿を今後よろしくお願い致します。

発 行 社 団 豊 島 法 人 会  
 豊 島 区 南 池 袋 二 の 九 の 十 六  
 電 話 (03) 九 八 五 一 八 九 四 〇  
 ( 九 八 一 一 〇 〇 三 四 )  
 発 行 人 今 井 剛  
 編 集 人 一 廣 報 委 員 会  
 一 事 業 委 員 会  
 印 刷 所 星 光 印 刷 株 式 有 限 公 司